

2022年6月9日

内閣官房デジタル市場競争本部事務局 御中

一般社団法人 電子情報技術産業協会  
法務・知的財産部会

「モバイル・エコシステムに関する競争評価 中間報告」に関する意見

該当箇所：p. 65～277

**【セキュリティ・プライバシー保護の観点からの検討の必要性】**

セキュリティの確保とプライバシーの保護は、個人のみならず、日々個人情報を含むセンシティブな情報を取り扱い、デジタルトランスフォーメーション (DX) を推進する多くの企業にとって益々重要な経営課題となっています。とりわけ、セキュリティの侵害や個人情報の漏洩によるレピュテーションリスクは企業経営全体を脅かしかうる重大なものであることから、最先端の堅牢なテクノロジーの導入も含めて、様々な取組みが進められているところです。そのような背景のもと、中間報告における検討及び提示される政策の方向性 (オプション) については、セキュリティ及びプライバシーの確保の観点から、DX 化への推進、企業利用における実態等も踏まえていただきながら、より詳細かつ丁寧な議論が行われることを期待し、提案いたします。

リモートワークや DX を推進する多くの企業にとって、IT 端末機器において堅牢なセキュリティを担保し、個人情報を含むデータを適切かつ安全に管理することは、円滑な企業活動にとって不可欠な営みとなっています。このことから、IT 端末機器の調達にあたっては、セキュリティやプライバシーの保護が高い水準で確保することができるか否かが一つの重要な判断要素にもなっております。また、そのプラットフォーム上で社員が利用するアプリ等を含めたソフトウェアの選定、そしてそれらを総合した社員端末の管理も含めて、セキュリティの確保に万全を期すべく対応を行っております。そのような中、現在禁止されているサイドローディングを許容すること、あるいはサイドローディング時のセキュリティリスクの警告表示の制限といったアプリ配信における制限行為の禁止は、セキュリティ上の堅牢性を損ねるリスクがあることに加えて、個人情報漏洩等のリスクを高める懸念もあることから、企業側の端末管理における平常時の対策、緊急時の対応への負荷を増幅させるリスクを生じうることを懸念します。このような懸念を踏まえた上で、企業ユーザーを含む幅広い利用者の声を聞きながら、慎重かつ詳細な分析・議論を行うことをお願いいたします。

なお、上述のことに関連して、DX を推進するデジタル庁や経済産業省、サイバーセキュリティの懸念等に対処する内閣サイバーセキュリティセンター (NISC)、また企業活動で端末が利用されるという観点からは経済安全保障の文脈も含めて、政府内関係各所とも連携いただきながら、矛盾のない政策の方向性をお示しいただくことが重要であると考えます。

**【一般消費者利益の確保による企業活動の支援の観点からの検討の必要性】**

昨今は、一部の専門的なデベロッパだけでなく、企業も業種・規模を問わず、自社製品やサービスの提供に資するアプリを開発し、消費者に販促や情報の共有を行うことが一般化しております。

サイドローディングやサイドローディング時のセキュリティリスクの警告表示の制限といったオプションを許容することは、ともすれば消費者が所謂野良アプリや不正アプリを通じて頒布されたマルウェア等から受けた被害等を増大させることに繋がりがかねません。現在も企業サイトを模したフィッシング詐欺は増加の傾向にあります。同様に、自社企業のアプリを模した偽アプリ等のリスクの増大なども懸念される所であり、結果として、消費者の被害への対応を企業が迫られることや不正アプリ等の発生に伴う企業イメージの低下など、ブランドイメージの毀損などにもつながる恐れも考えられます。

一般消費者の便益や安全な利用環境の確保なしには、企業が持続的に、一般消費者の皆様へ信頼をおいていただける形でサービスを提供することは困難なものとなります。一部のデベロッパの声のみならず、一般消費者も含めた声を反映いただくことが不可欠であり、どのような利用環境が消費者及び製品・サービス提供者である企業活動に資する市場環境の構築に繋がるのか、十分に懸念が払拭される形での検討を強く望みます。

**【政府による過度な介入による企業負担の増大及びイノベーション阻害の可能性の観点からの検討の必要性】**

デジタル分野、IT 分野は日進月歩で新しい技術が開発され、それがプラットフォームに導入されることによって、企業や一般消費者が当該イノベーションの果実を享受することができる領域でもあります。中間報告においては、デジタル市場の発展や技術革新に寄与する企業努力に対して、政府への運営状況の報告を求めることや、モニタリングレビュープロセスなどを経ることなど、政府による介入が提案されています。しかしながら、技術変化のスピードが激しく、ビジネスモデルが絶えず変化するデジタル分野においては、プラットフォーム側による迅速な対応が求められることはもとより、規制への対応が過度な負担となることで、日本市場への新技術等の導入が遅延する可能性も危惧されます。

製品やサービスの開発・イノベーションは、最先端の専門知識や知見を兼ね備えた技術者や経営者に牽引されながら、企業による創意工夫のもと生み出され、発展するものであり、検討される政策の方向性が急速に変化するデジタル領域にそぐわない場合には、本来実現されうるイノベーションを遅延・阻害する要因ともなります。ひいては日本全体にとって負の影響を与える可能性も危惧されることから、慎重な検討をお願いしたいと考えます。

**【投資回収を含めた健全な企業活動の発展の観点からの検討の必要性】**

企業は日々自社製品の技術やサービスの質の向上、イノベーション創出のために多額の投資を行い、サプライチェーンに渡って多くの企業と連携しながら企業活動を営んでおり

ます。ビジネスへの投資とマネタイズの適切なバランスを取ることで、更なる投資を行い、更なるイノベーションが創出されます。そのような中、ビジネスモデルを鑑みることなく、企業努力により開発されたサービスやソリューションを無償で提供することを強制する政策の方向性は、自由な企業活動を萎縮させるばかりでなく、政府による経済活動やイノベーションの支援という観点からも問題があるものと考えます。適切な対価を含む自由な企業活動を推進する政府の立場からも、慎重かつ丁寧な議論をお願いしたいと考えます。

#### 【技術的制約や実現可能性の観点からの検討の必要性】

中間報告で提案されるモバイル・エコシステム上の課題への対応の方向性には、詳細な技術的検討が行われておらず、また競争という一面的な要素においてのみ検討がなされており、上述のセキュリティやプライバシーとトレードオフになる部分を中心に、技術的制約や実現可能性、そしてパソコンOSの時代で経験してきた過去の知見・経験といった観点からの検討がなされておられません。一般論として、どのような政策をご検討いただくにあたって、現実における技術的制約や限界への考慮が十分になされることが望ましく、企業負担の度合いも含めて慎重かつ十分な検討が望まれます。

継続的な経済的・技術的恩恵を享受し、意図しない有害な結果を回避するためには、それぞれ個々の提案ごとに、一般消費者や企業を含む主要ステークホルダーへの影響を含めたケースバイケースの検討が必要であり、経済的・法的・技術的観点から、実現可能性と効果を注意深く分析することが必要であり、重ねて慎重かつ丁寧な議論をお願いしたいと考えます。

#### 【知的財産権の保護の重要性】

一般論として、知的財産権の保護は、投資の収益化を実現することで企業の投資を促していくイノベーション創造の基盤です。いずれの事業者にとっても、オープン・クローズ戦略など知的財産の戦略的活用は、事業戦略の根幹をなしています。このような背景のもと、特許や著作権、営業秘密など知的財産にも関わる制度的な検討については、その共有が義務化されることの是非も含めて、事業者のイノベーションに向けた取組みを妨げることとならないよう、慎重かつ丁寧に検討を行うことが必要です。

## 2. 記載された内容の他に、考慮すべき視点とそれに対する意見

#### 【透明性が確保された政策決定プロセス担保の必要性】

中間報告作成に向けた実質的な議論を行ってきたデジタル市場競争会議ワーキンググループ(WG)は非公開設定で開催され、第26回から第36回までの関連議題の議論期間中、事務局提出資料は一般に公開されておりません。このため、どのような観点から深く議論がなされたのかなど、窺い知ることが難しく、また、構成員以外の専門家やステークホルダーが、その過程で意見を述べるのが容易ではありません。非常に影響範囲の大きい政策的検討

であることから、消費者団体や経済団体を含む多様な専門家やステークホルダーからの意見を踏まえた多角的な視点での検討が望まれます。

#### 【広範囲の意見を検討・検証するための十分な期間確保の必要性】

4月26日より発出された本パブリックコメントは、諸外国の動きにも留意しながら検討を行い、幅広い考え方を対応策のオプションとして提示し、それらに対する意見を広く関係者から集める、とされています。とりわけ、デジタルプラットフォームにかかる政策は、その対象事業者を超えて、一般消費者や企業ユーザーを含めて国内外の多くのステークホルダーの活動にも影響が生じるものです。それにも関わらず、多岐にわたり、かつ専門性の高い全ての検討内容について、短期間に対応することは、どのステークホルダーにとっても非常に困難を伴うものと言わざるを得ません。国内外の企業や専門家から広く意見を聴取できるよう、十分な期間と方法を考慮していただくことを希望します。

また、影響範囲が非常に広範であること、幅広い論点とその専門的な内容に鑑みれば、多様なステークホルダーの利益を考慮しながら、立法事実を明確にした上での検討が不可欠であり、今後、最終報告書を取りまとめていくにあたっては、透明性を確保しながら、必要な知見をステークホルダーの声を結集しつつ、慎重かつ十分な検討がなされることが望まれます。

#### 【学術的知見の活用】

なお、競争政策研究センターの「データ市場に係る競争政策に関する検討会」による報告書においては、「競争政策とデータ保護、消費者保護といった関連する政策分野が別々にではなく、相互に連携して取り組む必要がある」との考え方が示されており、競争政策、データ保護、消費者保護といった観点から多角的に検討していくことが望まれます。また、同センターの直近の研究において、プラットフォームによる自己優遇が消費者やビジネスユーザーに悪影響を及ぼすわけではないということ、構造分離などの政策が必ずしも有効な解決策ではないことなどが複数の理論研究において示されているとも指摘されています。こういった最新の学術的知見も結集しながら、社会経済にとって最適な方向性となるよう議論を進めることが必要です。

以上